猪苗代町総合評価方式指名競争入札試行要領

平成21年3月27日告示第28号 改正 平成21年6月30日告示第54号 平成22年3月31日告示第39号

(趣旨)

第1条 この要領は、猪苗代町が指名競争入札において発注する建設工事において、総合評価方式の「特別簡易型」を試行するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、「総合評価方式」とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の13の規定により準用する同令第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が猪苗代町にとって最も有利な申し込みをした者を落札者とする方式をいう。
- 2 この要領において、「対象工事」とは、猪苗代町が所掌する指名競争入札に付す工事のうち、 総合評価方式の「特別簡易型」により行う工事をいう。

(対象工事の選定)

第3条 入札執行者は、指名競争入札に付す工事の中から、総合評価方式の「特別簡易型」の実施に適当な工事を選定し、同種・類似工事の経験、工事成績などを評価項目として、それらの評価及び入札価格を総合的に評価するものとする。

(学識経験者の意見聴取等)

- 第4条 入札執行者は、落札者決定基準を定めようとするときは、2名以上の学識経験者の意見 を聞かなければならない。
- 2 前項の意見聴取において、落札者を決定するときに改めて学識経験者の意見を聞く必要があるとされたときには、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聞かなければならない。
- 3 入札執行者は、学識経験者の意見聴取結果を学識経験者意見聴取書(様式第1号)に取りまとめ、総合評価方式指名競争入札審査委員会(以下「審査委員会」という。)に報告しなければならない。

(指名通知)

第5条 入札執行者は、総合評価方式による指名競争入札を行おうとする場合は、地方自治法施

行令第 167 条の 12 及び猪苗代町財務規則(平成 2 年猪苗代町規則第 7 号)第 123 条第 1 項の規定に基づき、当該入札に参加させようとする者を指名し、通知しなければならない。

- 2 入札執行者は、前項の通知において、総合評価方式の対象工事であること、総合評価に関する評価項目及び評価基準、総合評価の方式並びに落札者の決定方法を明示するものとする。
- 3 評価項目、評価基準及びその加算点については、総合評価方式により行う指名競争入札ごと に落札者決定基準(参考様式第1号)を作成し、設定するものとする。

(総合評価方式指名競争入札参加届出書等の提出)

- 第6条 入札参加希望者は別に定める日まで、総合評価方式指名競争入札参加届出書(様式第2号)と併せ、企業の技術力、配置技術者の技術力及び企業の地域社会に対する貢献度を別に定める様式(参考様式第2号、参考様式第3号及び参考様式第4号)で提出するものとする。
- 2 総合評価方式指名競争入札参加届出書等の作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、返却は行わないものとする。
- 3 提出後における総合評価方式指名競争入札参加届出書等の内容変更、差替え、再提出は認め ないものとする。

(総合評価方式指名競争入札参加届出書等の審査)

- 第7条 入札執行者は、総合評価方式指名競争入札参加届出書等に基づき総合評価方式評価結果 (参考様式第5号)を取りまとめ、必要に応じて審査を審査委員会に求めるものとする。
- 2 前項の審査に当たって必要があると認めるときは、入札執行者及び審査委員会は、入札参加 希望者から説明を求めることができるものとする。

(総合評価の方法)

- 第8条 総合評価の方法は、入札参加希望者が提出した実績等の各評価項目を点数化した得点の合計(以下「加算点」という。)に、標準点である100点を加えた点数を当該入札者の入札価格から算出した評価値算出価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。
- 2 評価項目及び評価値算出価格は、工事の目的・内容により必要とされる要件等に応じて設定するものとする。
- 3 加算点の上限は、10点までの範囲で設定する。

(落札者の決定)

- 第9条 落札者は、次の各要件に該当する者のうち、前条第1項の規定によって得られた評価値 が最も高い者とする。
 - (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - (2) 評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回っていないこと。
- 2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決める。

(評価結果等の公表)

第10条 入札執行者は、評価結果について、契約締結後に行う公表に併せて、総合評価方式入 札結果(様式第3号)により公表するものとする。

(落札者となれなかった者に対する理由の説明)

- 第11条 落札者となれなかった者は、入札執行者に対し、その理由について書面により説明を 求めることができるものとする。
- 2 前項の規定により説明を求められた入札執行者は、書面により回答を行うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月30日告示第54号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第39号)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。